


**CanadianSolar 製品保証書\_規約**

保証管理番号：

保証開始日：

カナディアン・ソーラー・ジャパン株式会社（以下「当社」という。）は、上記保証管理番号にて発行された CanadianSolar 製品保証書に記載された太陽電池モジュール、蓄電池を除く製品（以下本保証書規約において「本製品」という。）を当社より直接購入された買主（以下「買主」という。）に対し、保証開始日後 15 年の間、本製品には、仕様書、取扱説明書、本体貼付ラベル、据付工事説明書等それらの付属書類（以下「標準製品文書」という。）に明記される通常の用途、設置、使用及び稼働の条件下において本製品の機能性に悪影響を与えるような材料及び製造の瑕疵がないことを保証する。但し、本保証書に含まれる制限及び除外規定の適用がある。

上記の保証に基づく請求は、本製品の不具合又は不適合が、標準製品文書に明記される通常の用途、設置、使用及び稼働の条件下において、材料及び／又は製造の瑕疵のみに起因して生じたものであることを買主が証明できる場合にのみ、認められるものとする。

## 保証開始日

保証の開始日は本製品の納品日の 180 日後若しくは設置日より 90 日後若しくは電力系統連系日のいずれか早い方の日付とする。

保証期間は暦年ベースで計算される。例えば、保証期間の最初の 1 年は、保証開始日から 365 日目（うるう年の場合は 366 日目）の日までであり、その後も同様とする。

## 適応除外事項

- 1) 購入の証拠、本製品情報その他の情報又は資料で請求の有効性を証明できるものを提出することができない本製品
- 2) 輸送、取扱、保管、又は使用において過失のあった本製品
- 3) 当社の許可なく修理され、又は何らかの方法で不正変更された本製品
- 4) お客様、または第三者の故意、過失に起因する故障及び損傷
- 5) 当初の設置場所から移動された本製品
- 6) 自然災害（火災、風水害、地震、落雷、台風、噴火、津波、雪害、降雹等）、周辺環境（塩害、温泉場、強酸、強アルカリ、特殊ガス、高熱を発する環境等）、公害（煙害、鳥糞等）等による不具合、故障及び損傷
- 7) 塩害地域（各製品の取扱説明書等にて定める地域）への不適切な据付による故障及び損傷
- 8) 動植物等の外部要因（動物、昆虫、鳥類や、植物の侵入等）に起因する故障及び損傷
- 9) 外来事故（爆発、暴動、破壊行為、投石、大型飛来物、落下物、戦争行為等）による故障お及び損傷
- 10) ご使用中の経年変化、又は通常使用による製品の変化（据付面の変色、サビ、キズ、摩耗、変質、音、振動、汚れ、カビ、液晶の表示劣化を含むがこれらに限定されない。）
- 11) 電気事業法で定められた電圧以外の環境での使用、又は系統側の異常電圧、電源障害サージによる故障及び損傷
- 12) 本製品に接続された第三者の部品又は本製品を搭載した建設部品（架台を含む）に不具合、瑕疵又は欠陥があるもの
- 13) 該当する本製品の製品ラベル、型式又は製造番号が改変若しくは削除され又は判読不能にされた場合
- 14) 契約当時での技術では予想することができなかった故障及び損傷
- 15) その他、当社の管理の及ばない事由に起因する故障及び損傷
- 16) パワーコンディショナの定格出力以上にモジュールを設置すること（高積載）によって生じたピークカット、温度上昇抑制による発電ロス
- 17) 電力会社様指定の電力抑制による発電ロス
- 18) 買主が支払うべき金額の全部又は一部を当社が買主から受領していない本製品
- 19) 車両、船舶又は海洋構造物などの移動体（太陽光発電トラッキングシステムは除く。）に設置された本製品
- 20) 製品故障による発電量損失に対する補償、製品内記録データの損失復旧
- 21) 離島又は離島に準じる遠隔地への出張修理又は代替品の提供を行う場合の出張及び代替品の送付に要する実費

## 救済措置

15 年間の製品保証について、当社が自身の合理的判断により、本製品が本保証書に定める製品保証の条件に適合していないことを確認した場合、当社は、以下の救済措置のいずれか一つを自身の選択により提供するものとする。

- 1) 本製品を修理する
- 2) 本製品と同等若しくは類似の製品を代替品として提供する
- 3) 保証の請求時点における本製品の公正な市場価格分の返金を行う

当社は、自身の事前の許可を得ない本製品の返品を受け付けないものとする。当社が本製品の返品を事前に許可した場合、当社は、買主の返品請求に基づく当社の指定の場所への本製品の返送、及び、最初の設置場所への修理済みの本製品、又は本製品の代替品の送付のための合理的な輸送費（保険、税金、関税、滞船料、又は、通関若しくは買主の不協力に関連するその他費用を除く。）を負担するものとする。当社が救済措置として修理を選択した場合、当社は修理に関連する合理的な材料費及び労務費を負担するものとする。いかなる場合であっても、適用される電子廃棄物処理規制に連動して支払義務が生じる手数料、徴収金、税金、又はその他の財務上の義務を含む、本製品の撤去、設置、及び／又は再度の設置に関連する費用は、署名の付された書面において当社が別途同意しない限り、買主の負担であり続けるものとする。当社が実施する救済措置、又は当該救済措置の対象となる本製品に課される手数料、徴収金、税金、又はその他の財務上の義務のいずれの費用についても、不具合の生じた本製品の購入時点では存在していないかった規制、政府、又は司法上の決定に起因して支払義務が生じた場合、当社は支払を行わないものとする。

不具合の生じた本製品の修理又は代替品の提供が行われた場合でも、適用される保証期間を延長しないものとする。代替品又は修理された本製品の保証期間は、不具合の生じた本製品の保証期間の残りの期間とする。当社は、もし不具合の生じた本製品の製造が終了し又は当該製品がその他の理由により入手不能である場合、不具合の生じた本製品の代替品として類似の製品（類似のサイズ、色、形、及び／又は出力のもの）を引き渡す権利を留保する。当社が別途指示しない限り、買主は本製品を、本製品の取扱および処理に対して適用される日本国のすべての関係法令及び規則に従い、自身の費用負担により処理するものとする。代替品の提供対象となった本製品は、当社が明確に許可しない限り、いかなる方法であっても、売却、再加工、又は再利用してはならないものとする。

不具合の生じた本製品の所有権は、当社の判断で、買主に新品若しくは代替品を提供することを決定した時に、当社に移転するものとする。

適用のある法律に別途規定される場合を除き、上記の救済措置は、上記の保証への違反に関する当社の唯一かつ排他的な義務であり、また買主の唯一かつ排他的な救済措置を定めるものである。

## 請求手続

買主が上記の保証の対象となる正当な請求権を自らが有すると確信する場合、買主は、裏付けとなる情報（請求製品数量、製品番号、並びに、購入時の請求書及び証拠等）を添え、上記の該当する保証期間中に、不適に遅延することなく、書面によってそのような請求を以下の住所又は当社が適宜通知する将来の住所宛に、当社に対して提出するものとする。

カナディアン・ソーラー・ジャパン株式会社

〒160-0022 東京都新宿区新宿五丁目17番5号 ラウンドクロス新宿5丁目8階

Tel: 0120-020-332

Eメール: csj.callcenter@csisolar.com

かかる書面による請求を受領した場合、当社は、上記の保証のいずれかに違反があった旨の買主の請求について、更なる検証を求めることができるものとする。検証のために本製品を第三者の試験機関に送付する必要がある場合は、かかる試験機関は、ISO/IEC 17025:2017 の認定を受けていて双方の合意する機関とする。

## 保証の譲渡

本保証は、本製品の設置場所住所が変更されていないことを条件に、所有者変更届を提出することで、本製品の新たな所有者へ譲渡できるものとする。

## 紛争解決

保証請求に関連する紛争が生じた場合、当該紛争は、関連する本製品にかかる買主と当社との間の購入契約に定める準拠法条項及び紛争解決手続に従って付託され、最終的に解決されるものとする。

## 不可抗力

不可抗力とは、戦争、暴動、ストライキ、疫病流行、感染隔離、交通規制その他の社会事象、地震、火災、洪水、吹雪、ハリケーン、雷、天災等の自然災害、適切かつ十分な労働力の欠乏、原材料の不足、生産能力、技術若しくは産出の不能によるもの、国の法令、行政規則若しくは命令が引き起こす遅延、並びに当社の管理の及ばない予見できない事象を含む、予見、回避および抑制が不可能な対象の状態を指す。

不可抗力の発生又は継続により、当社は、本保証書上の義務を履行できないか、又はその履行を遅延せざるを得ないことがある。その場合は、当社の履行義務は、関連する適用のある法律又は買主との契約に従って、全面的に又は部分的に免除されるものとする。しかし、当社は、不可抗力の発生を買主に適時に知らせ、不可抗力の影響を最小化するために必要な措置をとるために買主と交渉する。

## 複数保証の取り扱い

買主は、上記の各保証に基づき、請求を行う権利を有する。但し、単一の瑕疵に起因して、複数の保証に基づく請求権が発生した場合で、かつ当社が上記に定める通りに当該瑕疵を治癒した場合、当社は、当該瑕疵に起因して生じた全ての該当する保証請求について解決したものとみなされるものとする。

## 免責事項

本保証書に定める保証は、全ての他の明示的又は黙示的保証（当社側における商品性の保証及び特定目的又は用途への適合性を含むがこれらに限られない。）及びその他の当社の全ての義務に代わるものであり、かつそれらを排除するものである。但し、当社が上記の他の保証及び義務につき書面により同意している場合はこの限りでない。

## 責任の制限

適用のある法律で認められる最大限の範囲において、当社は、自身の製品又はその使用に起因して生じ又はそれらに関連するあらゆる原因から生じた、個人若しくは財産への損害若しくは傷害又はその他の損失若しくは傷害に関して、本保証書により、その責任又は債務を免れ、一切の責任又は債務を負わないものとする。適用のある法律で認められる最大限の範囲において、当社は、いかなる状況下においても、買主又は買主を通じ若しくは買主の下で請求を行う第三者に対して、本製品に起因若しくは関連して生じた、いかなる逸失利益、使用不能による損失、若しくは使用機会の喪失、又は、いかなる種類の付随的損害、派生的損害又は特別損害についても、たとえそのような損害の可能性につき知らされていたとしても、一切の責任を負わないものとする。

保証請求があった場合、損害又はその他に關して当社が負う債務（もし債務がある場合には）の総額は、適用のある法律で認められる最大限の範囲において、当該保証請求の対象となる本製品について買主から当社に支払われた購入価格を超えないものとする。

買主は、上記の責任の制限が当事者間における合意の重要な要素であり、かつ、そのような制限が存在しない場合には本製品の購入価格は大幅に異なる金額になったであろうことを認める。

## 注意

本保証書の異なる言語のバージョン間において矛盾のある場合、日本語版が優先されます。本保証書は、日本国内で販売され、設置される本製品に対してのみ適用されます。太陽光発電製品の設置及び取扱いは専門技術を要するため、資格ある専門業者によって行われるべきものです。また、本製品を使用する前に安全及び設置についての施工説明書をお読みください。